



## 市老連だより 9

平成 30 年 11 月 6 日

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
施設長各位

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
代表理事 後藤 静男

### 介護職員の処遇改善、経験などで財源配分に傾斜 厚労省が提案 介護給付費分科会

時下、ますます、ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

---

厚生労働省は 10 月 31 日の社会保障審議会・介護給付費分科会に、2019 年 10 月の消費税率引き上げ時に実施する介護職員の処遇改善について、具体案を示しました。介護報酬の加算での対応を基本とするとともに、事業所内での財源配分では職員の経験・技能や職種で優先順位をつけ、それに応じた傾斜をつける考えを示しました。

今回の処遇改善は、政府の「新しい経済政策パッケージ」（2017 年 12 月閣議決定）に基づいて実施されるもので、勤続 10 年以上の介護福祉士に月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを想定して総額約 2,000 億円の財源を確保（うち公費は約 1,000 億円）。対象者は経験・技能のある職員に重点化するが、事業所の裁量で他の職員の処遇改善に財源を充当してもよい柔軟な運用を認めます。

具体的対応について厚労省は、介護報酬での加算という形で、処遇改善に必要な財源を事業所に配分する考えを改めて明示しました。制度設計に関しては、経験・技能のある介護職員に手厚くなるように、▽一定のキャリアパスや研修体制が構築されていることを加算の取得要件にする▽経験・技能のある介護職員が多いサービスがより高い評価となるように各サービスの加算率に差をつける一ことなどを提案しました。

事業所が加算財源を他の職員の処遇改善に充てることも認めるが、施策のそもそもの趣旨から大きく逸脱することがないように、事業所内での財源配分にあたっては、（1）経験・技能のある介護職員、（2）他の介護職員、（3）その他の職種一の順に一定の傾斜を設定する案を示しました。処遇改善加算の対象費用は、これまでと同様、賃金改善に充てることを提案しています。

詳細資料については、下記 URL にアップされています。

あわせてご覧ください。

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420_00008.html)

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟